

2020年4月20日 愛媛大学医学部附属病院における臨床試験に係る標準業務手順書 変更対比表

改訂年月日：2019年10月1日	改訂年月日：2020年4月20日
<p>6. IRBの成立要件</p> <p>IRBは、過半数の委員の出席（ただし、5名以上）により成立し、第3項に定める（1）又は（2）の委員1名以上、（3）及び（4）の委員が各1名以上、かつ、本院と利害関係を有しない委員が1名以上出席しなければならない。IRBの議決は、出席した委員全員の同意を得なければならない。</p>	<p>6. IRBの成立要件</p> <p><u>（1）</u> IRBは、過半数の委員の出席（ただし、5名以上）により成立し、第3項に定める（1）又は（2）の委員1名以上、（3）及び（4）の委員が各1名以上、かつ、本院と利害関係を有しない委員が1名以上出席しなければならない。IRBの議決は、出席した委員全員の同意を得なければならない。</p> <p><u>（2）</u> 委員長からの特段の指示がある場合を除き、<u>テレビ会議・Web会議等、双方向の円滑な意思疎通が可能な手段による出席を妨げないものとし、テレビ会議・Web会議等にて出席した上で審議および採決に参加する場合、審議資料の配布・提示が適切に行われていなければならない。</u></p>